

都市再開発法第133条の規定により太秦東部地区第一種市街地再開発事業施設建築物サンサ右京管理規約（以下「管理規約」という。）を決定するに先立って、都市再開発法施行令第48条に基づき、次のとおり管理規約を公衆の縦覧に供します。

平成19年11月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 縦覧場所

京都市中京区西ノ京星池町37番地の1
京都市建設局都市整備部拠点整備課

2 縦覧時間

午前8時50分から午後5時20分まで

3 縦覧期間

平成19年11月9日から11月22日まで。ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（建設局都市整備部拠点整備課）